

諸報告資料

(平成26年門真市教育委員会第5回定例会)

門真市教育委員会

平成26年度 基本統計まとめ (小学校)

平成26年5月1日現在

項	目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	増 減	備 考
児 童 数	合計児童数	7,142	6,775	6,474	6,317	6,087	▲ 230	
	男子児童数	3,696	3,493	3,341	3,216	3,109	▲ 107	
	女子児童数	3,446	3,282	3,133	3,101	2,978	▲ 123	
	支援学級在籍数	(188)	(199)	(210)	(199)	(222)	▲ 23	内数
学級数		272	263	254	254	256	2	
(支援学級数)		(44)	(46)	(43)	(46)	(51)	▲ 5	内数
教 職 員 数	総計	428	420	402	410	400	▲ 10	
	校長定数	15	15	14	14	14	0	
	教頭定数	15	15	14	14	14	0	
	教諭定数	344	334	321	331	324	▲ 7	
	養護教諭定数	16	16	15	15	15	0	心身の健康への適切な対応加配1
	栄養教諭等定数	10	11	11	10	8	▲ 2	
	事務職員定数	28	29	27	26	25	▲ 1	要準加配10, 事務部門の強化対応1
平 均 年 齢	教員平均年齢	38.8	37.7	38.7	37.9	37.7	▲ 0	
	男子平均年齢	36.7	35.0	37.1	36.5	36.4	▲ 0	
	女子平均年齢	39.8	38.9	39.5	38.7	38.3	▲ 0	
女子率%		68.0	67.6	67.3	66.4	65.9	▲ 1	

教諭年齢構成表

門真市

人数は、平成26年5月1日現在
年齢は、平成27年3月31日現在

小学校 教諭

平均年齢 37.7 (男 36.4 女 38.3)

男103人

女199人



平成26年度 基本統計まとめ (中学校)

平成26年5月1日現在

項	目	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	増 減	備 考
生徒数	合計生徒数	3,488	3,522	3,548	3,433	3,234	▲ 199	
	男子生徒数	1,839	1,849	1,847	1,773	1,656	▲ 117	
	女子生徒数	1,649	1,673	1,701	1,660	1,578	▲ 82	
	支援学級在籍数	(67)	(66)	(63)	(75)	(85)	▲ 10	内数
学級数		113	115	114	114	112	▲ 2	
(支援学級数)		(17)	(18)	(17)	(19)	(21)	▲ 2	内数
教職員数	総計	244	250	240	243	227	▲ 16	
	校長定数	7	7	6	6	6	0	
	教頭定数	7	7	6	6	6	0	
	教諭定数	207	213	207	210	200	▲ 10	
	養護教諭定数	7	7	6	6	6	0	
	栄養教諭等定数	3	3	3	3	3	0	
	事務職員定数	13	13	12	12	12	0	要準加配6
平均年齢	教員平均年齢	41.6	40.9	41.0	40.7	40.5	▲ 0.2	
	男子平均年齢	42.8	41.7	41.5	41.4	40.9	▲ 0.5	
	女子平均年齢	40.5	40.1	40.5	39.9	40.1	0.2	
女子率%		50.3	49.7	47.6	48.6	48.3	▲ 0.3	

教諭年齢構成表

門真市

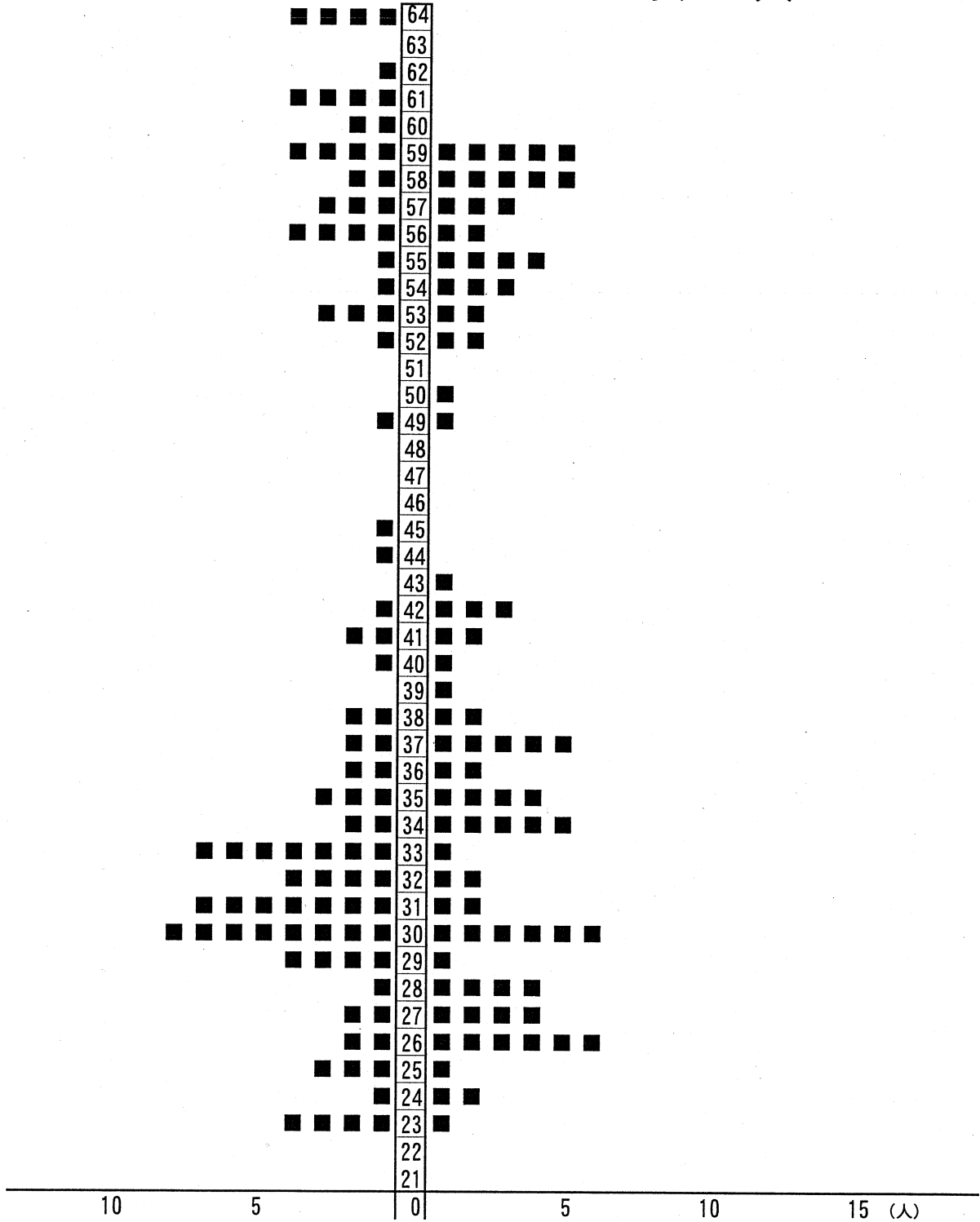
人数は、平成26年5月1日現在
年齢は、平成27年3月31日現在

中学校 教諭

平均年齢 40.5 (男 40.9 女 40.1)

男 91人

女 84人



小 学 校 名	男 女 別	教 員 数													職 員 数										支 援 学 級 数											
		校 長	主 幹	指 導	教 諭	助 教	養 護 教 諭	養 護 教 諭 助	講 師	計	(再掲) 市 町 村 費	兼 務 教 諭	兼 務 非 常 勤	事 務 職 員	事 務 職 員	養 護 職 員	給 食 調 理 員 等	計	1 年 生	2 年 生	3 年 生	4 年 生	5 年 生	6 年 生	小 計	支 援 学 級 数	支 援 学 級 数	合 計								
1 門 真	男	1	1	10	1	1	1	4	25				2	1		1	1		47	2	2	4	1	53	1	47	2	51	1	54	3	296	13			
	女	1	0	18	0	0	1	4	36			0	0	1	0	0	5	1	45	4	2	3	3	38	2	45	2	53	1	45	1	280	10			
2 大和田	男	1	1	5	1	2	4	9			1	1	1	0	0	1	1	27	2	27	2	2	2	25	2	22	2	29	2	40	1	171	8			
	女	1	1	11	1	1	1	4	19			1	1	1	0	0	0	1	29	2	2	2	31	1	23	1	36	1	36	1	169	7				
3 二 島	男	1	1	9	1	1	1	13			1	1	1	0	0	0	1	51	2	51	2	2	3	33	1	33	2	54	3	52	2	278	10			
	女	1	1	12	1	1	1	14					1	0	0	0	1	44	1	44	1	3	4	48	1	48	1	38	1	47	1	248	3			
4 四 宮	男	1	1	10	1	1	3	14			1	1	1	0	0	1	1	46	2	46	2	3	3	58	1	58	1	70	3	50	3	312	13			
	女	1	1	16	1	1	2	23			1	2	1	1	1	5	6	48	2	48	2	3	4	67	2	67	2	70	3	52	2	298	7			
5 古川橋	男	1	1	5	1	2	2	8			2	2	2	0	0	0	1	85	2	85	2	2	2	125	3	125	2	115	3	102	5	610	20			
	女	1	1	11	1	2	2	16			1	1	1	1	0	0	1	22	1	22	1	2	2	38	2	38	1	21	1	20	1	125	10			
6 沖	男	1	1	4	1	4	4	11			1	1	1	0	0	0	1	24	2	22	2	2	2	31	2	31	2	37	1	42	2	193	13			
	女	1	1	13	1	4	1	14			1	1	1	1	1	1	1	30	1	38	1	2	2	20	1	20	1	37	1	42	2	198	5			
上野口	男	1	1	8	1	2	2	8			1	1	1	0	0	0	1	33	3	23	3	2	2	30	2	30	2	30	2	26	1	171	8			
	女	1	1	16	1	4	4	15			0	0	2	0	0	0	1	27	2	28	2	2	2	25	2	25	2	24	2	32	1	168	1			
速 見	男	1	1	15	1	2	2	18			0	0	2	0	0	0	1	49	4	41	1	3	3	58	2	58	2	46	1	43	3	275	12			
	女	1	1	23	1	4	4	28			0	0	2	0	0	0	1	60	3	51	0	3	3	40	2	40	2	38	1	40	1	267	3			
脇 田	男	1	1	10	1	4	4	11			0	0	1	1	1	1	2	45	2	45	1	3	3	43	2	43	2	43	2	47	2	295	12			
	女	1	1	17	1	4	4	24			1	1	1	1	1	1	4	39	3	39	3	3	3	46	2	46	2	52	5	50	5	295	12			
北 巢 本	男	1	1	5	1	4	4	13			0	0	2	0	0	0	1	84	1	84	1	3	3	85	1	85	1	84	2	83	4	566	15			
	女	1	1	9	1	4	4	18			0	0	2	0	0	0	1	25	1	25	1	1	1	16	1	16	1	20	3	27	3	128	8			
五 月 田	男	1	1	13	1	2	2	18			0	0	1	0	0	0	1	40	2	39	2	2	2	46	2	46	2	46	1	43	3	275	12			
	女	1	1	18	1	4	4	26			0	0	2	0	0	0	1	103	4	85	2	3	3	97	2	97	2	97	2	97	2	566	15			
東	男	1	1	7	1	2	2	8			0	0	1	1	1	1	2	34	2	30	3	2	2	34	2	34	2	29	2	29	2	205	11			
	女	1	1	11	1	2	2	15			1	1	1	1	1	4	5	28	1	40	1	2	2	26	1	26	1	30	1	30	1	187	5			
砂 子	男	1	1	5	1	1	1	7			0	0	2	0	0	0	1	70	1	70	1	1	1	60	1	60	1	59	3	77	4	392	16			
	女	1	1	12	1	3	3	18			1	1	2	0	0	0	4	20	1	17	1	1	1	19	3	19	3	24	1	25	2	131	8			
門 真 みらい	男	1	1	8	3	1	5	12			0	1	2	0	0	0	6	61	4	58	4	4	4	58	2	58	2	60	1	84	4	392	20			
	女	1	1	22	3	1	8	33			1	1	1	1	1	7	8	71	2	72	1	4	3	65	2	65	2	63	3	59	1	384	10			
合 計	男	8	10	42	95	0	0	138			3	3	15	0	0	0	13	479	29	480	20	32	32	496	23	493	13	504	9	587	31	3,109	158			
	女	6	4	2	192	0	0	167			1	7	11	1	0	0	34	0	467	8	500	10	34	46	493	13	511	16	521	38	2,978	64				
計	14	14	8	4	287	0	0	303			4	10	26	1	0	0	34	946	37	980	30	33	74	989	36	1,003	33	1,061	39	6,087	222					

中学校名	男女別		教員数													職員数				1年生		2年生		3年生		小計		合計														
	男	女	校長	園長代理	主幹教諭	指導教諭	教諭	助教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	計	(再掲)市町村費	専任の教員	兼務教諭	兼務非常勤	事務職員	栄養職員	事務職員	養護職員	給食調理員	用務員等	計	生徒数	支援生徒数	学級数	生徒数		支援生徒数	学級数	生徒数	支援生徒数	学級数	生徒数	支援生徒数	学級数						
22	第二	男女計	1	1	1	1	14	15	1	2	5	22	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100	89	100	100	89	100	116	109	116	3	6	3	6	10	6	17	4	21	
23	第三	男女計	1	1	1	1	17	14	1	2	4	19	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	91	91	94	94	100	107	100	4	5	4	5	10	8	15	5	20			
24	第四	男女計	1	1	1	1	11	12	2	7	21	21	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	74	82	74	96	121	97	121	3	6	3	6	4	6	10	3	19			
25	第五	男女計	1	1	1	1	15	16	1	3	20	20	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	113	101	105	103	117	117	88	117	117	3	6	3	6	10	6	18	2	20	
27	第七	男女計	1	1	1	1	11	14	1	2	18	18	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	67	75	79	60	71	75	71	71	75	1	4	1	4	9	4	12	3	15	
21	門真 はすはな	男女計	1	1	1	1	14	14	1	2	18	18	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	66	77	72	80	99	81	99	3	4	3	4	5	3	5	14	17	17	4	17
合計		男女計	6	6	4	2	164	164	7	3	229	229	7	3	12	0	0	0	0	0	0	0	0	1,016	505	491	546	599	582	1,181	1,181	1,181	22	32	22	32	60	25	85	21	112	

幼稚園名	男女別		教員数													職員数				4歳児		5歳児		小計		合計														
	男	女	園長代理	主幹教諭	指導教諭	教諭	助教諭	養護教諭	栄養教諭	講師	計	兼務教諭	兼務非常勤	事務職員	栄養職員	事務職員	養護職員	給食調理員	用務員等	計	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数		学級数	園児数	学級数	園児数	学級数									
南	男女計	1	1	1	1	4	4	0	0	6	6	4	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	10	10	10	16	23	16	23	2	2	2	2	23	16	39	2	2	
大和田	男女計	1	1	1	1	5	5	0	0	7	7	7	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	21	21	21	33	34	31	31	65	34	31	65	3	3	34	31	3	3
合計	男女計	2	2	2	2	9	9	0	0	13	13	11	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	31	31	31	47	57	47	47	57	5	5	57	47	104	57	47	5	5

門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則（平成25年門真市教育委員会規則第1号）第9条の規定に基づき、門真市立義務教育諸学校教科用図書選定委員会（以下「選定委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(調査員)

第2条 委員会は、必要な調査を行うため調査員を置くことができる。

- 2 調査員の人数は、選定委員会が指定する調査種目ごとに定める。
- 3 調査員は、門真市教育委員会事務局職員並びに門真市立義務教育諸学校に勤務する校長及び教員のうちから、門真市教育委員会が任命する。

(細目)

第3条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。

平成27年度 教科書採択日程 予定 (案)

日	内 容
5月19日	第1回選定委員会 (第一会議室 15:00)
5月20日	見本本市教委到着 (5月26日～6月20日学校巡回展示)
5月23日	教育委員会：調査員の任命
6月3日	調査員全体会 (教育センター会議室 15:45～)
6月13日	門真市教科書センターにて教科書展示会 (～7/10)
6月23日	選定委員さんに見本本送付
6月中旬	大阪府より教科用図書選定資料の送付
6月30日	学校意見書・調査員資料 の締め切り
7月上旬	第2回選定委員会：国・書・社・地図・生
7月上旬	第3回選定委員会：算・理・音・図・保・家
7月中旬	教育委員さんに見本本送付
7月中旬	第4回選定委員会：答申作成
7月中旬	教育委員会へ答申
7月25日	教育委員会：教科書採択
7月29日	府へ採択結果報告

平成26年度 教育研究指定校一覧

	学校名	研究種別	研究主題（要旨）	指定期間	公開日
1	門真小学校	学力向上	○学力向上推進に向けた学習指導、授業研究の充実 （どの子どもも参加でき、意欲的に学び合う「問題解決型学習」授業の確立をめざし、主体的に学ぶ子どもの育成を図る。）	H24～26	11/26 (水)
2	大和田小学校	学力向上	○高めあい、粘り強く追求する個の育成をめざして～生活につながる力を育む授業研究～ （集団の中で認められる経験を積み重ね、子ども自身に自分の成長を実感させ、子どもの自己肯定感を高め、粘り強く何事にも追及する力を育む。）	H24～26	10/29 (水)
3	門真はすはな中学校	学力向上 キャリア教育	○ユニバーサルデザインを取り入れた授業・授業規律の確立や授業力の向上・ICT機器の活用・授業評価の効果的な活用・生徒主体の授業や行事 （教職員のベクトルをそろえ、学校力と授業力の向上をめざすことを目標に、キャリア教育の視点を重視し、全ての教育活動をつなぐ実践をすすめる。）	H24～26	11/14 (金)
4	四宮小学校	学力向上 生徒指導	○子どもの主体的な学びへの授業改善 ○子ども理解と人間関係づくりを基盤とした生活指導 （楽しい学校・分かる授業をめざして、子どもの主体的な学習活動やユニバーサルデザインの視点に立った授業づくりの研究を進めていく。）	H25～27	
5	古川橋小学校	学力向上	○自分を表現できる授業の創造～みんなで学び、生き生きと自分を高めようとする子をめざして～ （表現力を重視し自分の考えを他者に伝えきる力、児童が他者の考えに触れ、違いを認めつつ集団としてよりよい考えへと高めていく力を身につける。）	H25～27	
6	第四中学校	生徒指導	○生徒指導の改善 （開発的生徒指導体制の確立・個別ケース会議の実施・Q-U調査の実施・生徒指導に関する教職員向け研修等を通して、生徒指導の課題解決を図る。）	H25～26 2年間	
7 (新規)	沖小学校	人権教育 学力向上	○主体的に授業に参加する力、自分を大事に他者も大事にする力 （全ての授業で子どもたちが個性や違いを相互に認め合い、いじめや偏見、差別を許さず、つながりあって学びを高めていくことによって豊かな人間関係を築き、思考力・判断力・表現力を身に付ける。）	H26～28	
8 (新規)	速見小学校	学力向上 生徒指導	○豊かな言語活動を通じた授業改善と集団づくり （小中連携を視野に入れた質の高い授業実践を通して、6年間の国語科説明文教材の系統的な指導、規範意識や学習規律の定着、自己肯定感の高揚を図り、児童の学びへの姿勢や意欲を変える。）	H26～28	
9 (新規)	第三中学校	学力向上 キャリア教育	○意欲をもって学校生活に取り組む生徒の育成 ・わかる授業の展開・自尊感情の向上・将来への展望の獲得（心の教育、集団づくりの推進により安心して学べる学校づくりを進める。個々の生徒に将来の展望を持たせることにより、夢の実現に向けて意欲を持って学習に取り組む生徒を育てる。）	H26～28	

門真市家庭教育支援相談員設置要綱の一部を改正する要綱

門真市家庭教育支援相談員設置要綱（平成25年4月19日施行）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(資格要件)</p> <p>第2条 相談員は、次の資格要件の全てを満たす者から選考により採用するものとする。</p> <p>(1) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士の資格を有する者、<u>臨床心理士の資格に準ずる資格を有する者又は大阪府教育委員会事務局が実施する親学習リーダー養成講座の受講を修了した者</u></p> <p>(2)～(3) 略</p>	<p>(資格要件)</p> <p>第2条 相談員は、次の資格要件の全てを満たす者から選考により採用するものとする。</p> <p>(1) 公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士の資格を有する者<u>又は臨床心理士の資格に準ずる資格を有する者</u></p> <p>(2)～(3) 略</p>

附 則

この要綱は、平成26年5月1日から施行する。